日銀業第281号2023年8月2日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(当座勘定取引)」の 一部改正に関する件

今般、規程の整備を図る観点から標記規程の一部を別紙のとおり改正 し、2023年8月7日から実施することとしましたので、通知します(事務を 変更するものではございません。)。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(当座勘定取引)」中一部改正

- 第4編第5号書式中、「振込にかかる報酬および費用請求書(年 月 分)」を、「振込にかかる報酬および費用請求書(年 月振込分)」に改 める。
- 第4編第5号書式中、(注1)および(注3)を横線のとおり改める。
- (注1) 振込(外国中央銀行等のために行う振込をいいます。以下同じです。)を行った日が属する月を記載してください。なお、本請求書は、日本銀行から振込(外国中央銀行等のために行う振込をいいます。以下同じです。)の委託を受けた振込を行った日がの属する月の翌月15日までに日本銀行業務局営業業務課海外業務グループに提出して下さい。
- (注3) 日本銀行から振込の委託を受けた日を記入して下さい。<u>なお、報酬または費用の請求の対象となる振込が複数ある場合には、振込の委託を受けた日の順</u>に記入してください。